

介護保険料改定のお知らせ

介護保険料の基準額*が年額78,000円(月額6,500円)になりました。

- ◎ 第8期(令和3年度から令和5年度)において、基準額が月額6,500円に改定となりました。
※第7期(平成30年度から令和2年度)の月額5,710円と比較して、月額790円の増額となります。
※基準額とは、第8期計画における介護サービスの総給付費等の推計をもとに、第1号被保険者(65歳以上の方)の負担分(第8期:23%)を、3年間の高齢者人口の合計で割って算出されます。
- ◎ 介護サービスの利用者増等に伴う自然増分や介護報酬改定等による介護保険料上昇の影響を抑制するため、日高川町では、介護給付費準備基金の取り崩しを行っておりますが、介護保険財政を運営するに当たり、介護保険料の値上げせざるを得ない状況にあります。高齢者の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、増え続ける介護サービスに対応するためのやむを得ない結果となりましたことをご理解願います。

介護保険料は介護保険の大切な財源です

- ◎ 介護保険は、国や県、町が負担する公費と、40歳以上の方が納める介護保険料を財源として運営されています。
- ◎ 65歳以上の方の介護保険料については、3年ごとに策定する介護保険事業計画に基づき、3年を通じて財政の均衡が保たれるよう見直され、この計画の中で保険料額が決定されます。
- ◎ 日高川町においても、令和3年3月に「日高川町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」(令和3年度から令和5年度)を策定いたしました。

所得段階別基準額に対する保険料の割合

所得段階	保険料割合	判定基準	保険料年額
第1段階	0.3	生活保護被保護者の方 世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	23,400円
第2段階	0.5	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	39,000円
第3段階	0.7	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超の方	54,600円
第4段階	0.9	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下の方	70,200円
第5段階	基準額	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超の方	78,000円
第6段階	1.2	町民税課税かつ合計所得金額120万円未満の方	93,600円
第7段階	1.3	町民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満の方	101,400円
第8段階	1.5	町民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満の方	117,000円
第9段階	1.7	町民税課税かつ合計所得金額320万円以上の方	132,600円

※令和元年10月の消費税率の引き上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者(第1段階~第3段階)に対する保険料の軽減措置が令和元年度保険料から強化されています。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

宝くじの助成金で大字小釜本区が、獅子舞の整備を行いました



宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を活用し大字小釜本区が、獅子舞の整備を行いました。

今年の秋祭りに登場し、地域に太鼓や笛の音色が響き渡るのが今から楽しみです。



宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進および活力のある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するための「コミュニティ助成事業」を行っています。

令和3年度の国民年金保険料額は 月額16,610円です

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。



所得のめやす 128万円+扶養親族等の数×38万円

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなりますが、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方へ、3月末に基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことにより、令和3年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。なお、令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所にご連絡ください。

■お問合せ 住民課 ☎22-1701